
目安箱への投稿

■ 日付：2024/11/08

■ 件名：〇〇出張所の対応について

■ ご意見・お問い合わせ

- 1) 先日、竣工前に出張所長(主任監督員)の検査を受けました。その際、下請けの出来高確認について質問されたので、書面で実施していることを書面を見せながら説明しました。

しかし「検査の状況写真や検測図等がないと確認できない」と言われました。適正化指針に不要だと記載されていることを説明しても、「写真や検測図を出してくれる業者さんはいる」と言って納得してくれませんでした。

最終的には渋々納得した(していない?)のですが、未だにこのようなことを言うことが衝撃であり、無駄な書類作りにつながると思います。適正化指針をきちんと理解していただきたいです。

- 2) 盛土工事を施工しており、施工中何度か大雨で法面や流末部にガリが発生しましたが、何とか検査日の約一か月前に盛土が完了しました。継続工事の施工があるため、段階確認をもって盛土の完成を認めてもらいましたが、その際、「維持管理が大変なのでブルーシートで法面と流末部を養生し、大雨対策としたい」と相談したところ、承諾を得ました。

しかし竣工検査前に「ブルーシートは外さないのか。今までブルーシートを貼ったまま検査を受けたことはないし、何か隠していると思われるが、〇〇建設(受注者)がそれで良いのであれば私は構わない。」と言われたため、ブルーシートを外し検査を受け、復旧しました。

私は養生の承諾を得た時点で、検査官には出張所長より説明してもらえるものだと思っていましたが、間違っていたのでしょうか。ブルーシート及び施工は業者負担です。

■回答

1) 下請けの出来高確認について、適正化指針に記載のとおり、状況写真や検測管理図は不要です。

不要な書類の作成指示を行わないよう、職員に対し、引き続き「指針の遵守徹底」を指導して参ります。

2) 完成検査においては、盛土の出来形や出来ばえ等、現物の目視確認が必須となります。

なお、維持管理の必要性や、その他やむを得ない事情により当該箇所が不可視となる場合は、完成検査前に検査職員等による事前検査（確認）を受ける等の対応が可能ですので、監督職員へご相談下さい。